

## さくら学園保育園病児保育利用判断基準

～かかりつけの医師の診断が優先となります～

病名	病児保育のめやす
インフルエンザ	内服より24時間以上経過し、解熱していること
溶連菌感染症	適切な治療を前日までに開始されていて、38.0℃以下であること
手足口病	37℃台程度で食事摂取が可能である
ウイルス性嘔吐下痢症	胃腸症状が軽快傾向であること
ヘルパンギーナ	37℃台程度で食事摂取が可能である
水痘	診断翌日より利用可能、ただし、微熱程度であること
おたふくかぜ	診断翌日より利用可能。ただし、微熱程度で食事摂取可の場合
突発性発疹	診断を受け、解熱していれば可
咽頭結膜熱（プール熱）	医師の診断に沿って対応となります。目の症状がひどいときは利用不可
RSウイルス感染症	呼吸器状態が安定していること
マイコプラズマ感染症	抗菌剤を内服して24時間経過し症状が落ち着いていること
とびひ	一般症状が悪くない場合。
外科的疾患	一般保育所での保育が困難な場合
麻疹	感染力が強い為、預かりは見合わせています
風疹	感染力が強い為、預かりは見合わせています
流行性角結膜炎	感染力が強い為、預かりは見合わせています
一般症状	
熱（上気道炎等）	登園前38℃以下
食欲	半分程度は摂取できている
消化器症状	強い腹痛がなく、嘔吐・下痢が軽快傾向
新型コロナウイルス感染症等重症感染症流行時の病児保育の対応	
<p>【利用できないケース】 コロナウイルス感染者                      コロナウイルス濃厚接触者</p> <p>【流行中利用制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急性上気道炎・咽頭炎、感冒肺炎・喘息性気管支炎・扁桃腺炎・クループ・感染性胃腸炎・突発性発疹不可</li> <li>細菌性腸炎・ロタ・ノロウイルス・胃腸炎・ムンプス・水痘も併せて見合わせ（確定診断ではないもの）</li> <li>溶連菌の場合は症状により利用不可</li> </ul>	

◎保育中著しい体調変化がありましたら、病児保育継続できない場合があります

◎1才未満は重篤化しやすい為、利用にあたり要相談となります。